

社会福祉法人 桜花会

認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 桜花会が実施するライフケア大手門、認知症対応型生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護の事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員の職員（以下「従業者」という。）が、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種のサービスを、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択を重視しながら、総合的かつ効率的にサービスを提供する。
- 3、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ライフケア大手門 認知症対応型生活介護事業所
- (2) 所在地 福岡市中央区大手門2丁目5番15号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理、事業の利用申込に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために、必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1人

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員と協

議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を速やかに作成します。

(3) 介護職員 3人以上

介護職員は認知症対応型共同生活介護入所生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は9人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は原則として、年中無休とする。
- (2) 営業時間（利用受入れ時間）原則として、午前9時～午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(認知対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導及び訓練等

広義のリハビリテーションを積極的に取り入れ、且つ自主性を尊重した日常生活動作の訓練を行う。

(2) 食事の提供

利用者の趣向と健康状態を的確に把握し、食事の諸問題を検討し、バラエティに富んだ楽しい食事とする。

(3) 入浴の提供

利用者の健康状態を把握した上で、心身の衛生面及び機能面を考慮した入浴サービスとする。

(4) 健康管理

利用者の状態を的確に把握し、家族及び嘱託医等との連携を密にとり、疾病の予防に努める。

(5) その他の介護の提供

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 送迎サービス

家族にて入退所時の送迎が困難な利用者に対しては、送迎の便宜を図る。

(7) 在宅介護に関する各種の相談への対応

常に利用者や家族の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言や、その他の援助を行う。

(8) 介護教育

介護者やその家族に対し、在宅での介護方法等を専門の職員が、実習指導・助言を行う。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料金・その他の費用)

第8条 利用者・その他の費用について

(1) 法定代理受領分 (別紙料金表に記載)

(2) 法定代理受領分以外 (")

(3) 飲食物費 月額 2 8 千円 (")

(4) 家賃 月額 6 5 千円 (")

(5) 管理・光熱水費 月額 2 6 千円 (")

(6) その他、送迎の際の交通費等については、状況に応じ考慮し、徴収が必要となる場合については、その都度、利用者又はその家族と協議し徴収する。

2、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払に同意する旨の文書（署名・押印）を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の基本実施地域は、福岡市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 努めて健康に留意すること。

(2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしないこと。

(3) 指定された場所以外で火気を用いないこと。

(4) その他、管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、認知症対応型共同介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医

に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的（消防・風水害・地震等）計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回の定期的な避難、救出訓練を行う。

（身体拘束廃止）

第13条 事業所は、緊急やむを得ない場合以外の拘束は行わない。緊急かつ一時的に拘束が行われる場合は「身体拘束廃止指針」の取決めに準じて対応する。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（秘密の保持）

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族（利用者であったものを含む）の秘密を保持する。

2、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第16条 認知症対応型共同生活介護の提供に係わる利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2、認知症対応型共同生活介護の提供に係わる利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3、事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4、事業所は、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、又は市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

要な改善を行う。

- 5、事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

- 第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議を設置する。
- 2、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録について公表を行う。

(高齢者虐待防止)

- 第18条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じる。
- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める
 - (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める
 - (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
 - (4) 虐待等の発見時における、行政及び関係機関への通報を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けると共に業務体制を整備する。
- 2、認知症対応型共同生活介護計画、サービス提供記録、事故発生時の記録、苦情に関する記録、運営推進会議の記録等、整備の上、完結してから原則5年間保存する。
 - 3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜花会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
平成14年 4月10日から改正する。
平成15年 4月 1日から改正する。
平成16年 4月 1日から改正する。
平成18年 4月 1日から改正する。
平成18年11月 1日から改正する。
平成19年 4月 1日から改正する。
平成21年 4月 1日から改正する。
平成21年 8月 1日から改正する。
平成24年 4月 1日から改正する。
平成26年 6月 1日から改正する。
平成27年 4月 1日から改定する。
平成28年 4月 1日から改定する。
平成29年 4月 1日から改定する。
平成30年 4月 1日から改定する。
令和02年 3月 1日から改定する。
令和02年 4月 1日から改定する。
令和03年 4月 1日から改定する。
令和05年 4月 1日から改定する。
令和06年 4月 1日から改定する。
令和08年 4月 1日から改定する。
令和08年 6月 1日から改定する。
令和08年 8月 1日から改定する。

ライフケア大手門 認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

R8. 8. 1

料金表

(別紙) 料金表

① 認知症対応型共同生活介護利用料金内訳 (1日につき) : 地域加算@10.45円で換算する

		22.8%		×10.45円		90%			
利用者の介護状態	給付単位	医療連携体制加算	サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算Ⅰ(ロ)	給付単位合計	給付金額	法定代理受領分	自己負担金額	
要介護 1	765	57	22	192	1036	10831	9747	1084	
2	801	57	22	201	1081	11293	10163	1130	
3	824	57	22	206	1109	11588	10429	1159	
4	841	57	22	210	1130	11806	10625	1181	
5	859	57	22	214	1152	12037	10833	1204	

①' 介護予防認知症対応型共同生活介護利用料金内訳 (1日につき)

		22.8%		×10.45円		90%			
利用者の介護状態	給付単位		サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算Ⅰ(ロ)	給付単位合計	給付金額	法定代理受領分	自己負担金額	
要支援 2	761		22	179	962	10048	9043	1005	

② 加算請求金額 (1日及び1回につき)

		22.8%		×10.45円		90%			
加算項目	給付単位		介護職員処遇改善加算Ⅰ(ロ)	給付単位合計	給付金額	法定代理受領分	自己負担金額		
初期加算 (入居～30日以内)	30	(入居した日から起算して30日以内の期間)	7	37	385	346	39		
若年性認知症受入加算	120		27	147	1540	1385	155		
看取り介護加算	72	(死亡日以前31日～45日以下)	16	88	924	831	93		
	144	(死亡日以前4日～30日未満)	33	177	1848	1663	185		
	680	(死亡日以前2日又は3日)	155	835	8726	7853	873		
	1280	(死亡日)	292	1572	16426	14783	1643		
退居時相談援助加算	400		91	491	5133	4619	514		
入院時費用	246	利用者が入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定する	56	302	3157	2841	316		
口腔衛生管理体制加算	30	1月につき	7	37	385	346	39		
協力医療機関連携加算	100	1月につき	23	123	1283	1154	129		
高齢者施設等感染症対策向上加算(Ⅰ)	10	1月につき	2	12	128	115	13		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	1月につき	2	12	128	115	13		

料金表

③ 介護保険給付対象外請求金額内訳（１ヶ月）

単位:円

費目	自己負担金額
飲食物費	28,000
家賃	65,000
管理・光熱水費	26,000

③ 介護保険給付対象外請求金額内訳（日割計算）

円／日

食費日割	900
家賃・光熱水費日割	3,080

※入院時及び体験入居時は食費及び家賃・光熱水費は上記金額の日割計算となります。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものについては負担をお願い致します。

<例>

単位:円

費目	自己負担金額
散髪代（1回）	1,980
オムツ代（1枚）	
パンツ	60
パット	20～100